

# 第7期佐久市障害福祉計画及び 第3期佐久市障害児福祉計画

(令和6年度から令和8年度まで)

佐 久 市



令和6年3月

# 目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	基本理念	1
4	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
5	計画の期間	4
第2章	障がい者等に係る福祉サービスの体系	5
	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	5
第3章	障害福祉・障害児福祉計画の成果目標	6
1	福祉施設入所者の地域生活への移行について	6
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について	7
3	地域生活支援拠点等の充実	9
4	福祉施設から一般就労への移行等について	10
5	障がい児支援の提供体制の整備等	12
6	相談支援体制の充実・強化等	14
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	15
第4章	障害福祉サービス等の必要な量の見込み	16
1	障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み 及び見込み量確保のための方策	16
(1)	訪問系サービス	17
(2)	日中活動系サービス	18
(3)	居住系サービス	20
(4)	相談支援	22
(5)	障がい児支援	23
(6)	発達障がい児・者に対する支援	25
第5章	地域生活支援事業の見込み量	26
1	地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	26
(1)	理解促進研修・啓発事業	26
(2)	自発的活動支援事業	26
(3)	相談支援事業	27
(4)	成年後見制度利用支援事業	28
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	29

(6) 意思疎通支援事業	29
(7) 日常生活用具給付事業	30
(8) 手話奉仕員養成研修事業	31
(9) 移動支援事業	31
(10) 地域活動支援センター事業	32
(11) 訪問入浴サービス事業	32
(12) 日中一時支援事業	33
第6章 障がい者の状況	34
1 人口の推移	34
2 障がい者の状況	35
(1) 身体障がい者の状況	36
(2) 知的障がい者の状況	37
(3) 精神障がい者の状況	38

### 「障がい」という表記について

佐久市では、「障害」の表記を法令名、固有名詞などを除き、原則としてひらがなの「がい」を用いることとしました。本計画でも、「障害」を原則として、「障がい」と表記しています。

# 第1章 計画の概要

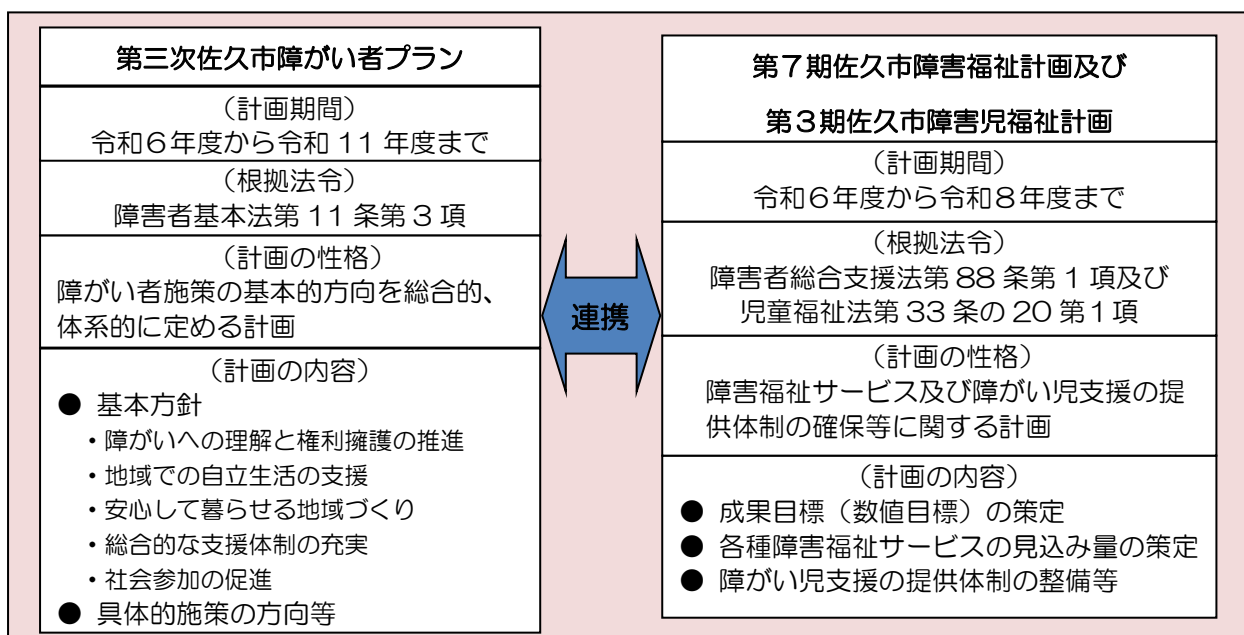
## 1 計画の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスや障がい児支援の提供体制の確保等の数値目標について、計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

「第6期佐久市障害福祉計画及び第2期佐久市障害児福祉計画」が、令和5年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和6年度からの新たな計画となる「第7期佐久市障害福祉計画及び第3期佐久市障害児福祉計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「第二次佐久市総合計画」を上位計画とする「第三次佐久市障がい者プラン」を踏まえ、策定するものです。



### 3 基本理念

佐久市は、第三次佐久市障がい者プランの基本理念である「みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち」を踏まえ、共生社会の実現を図り、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むために、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、次に掲げる点を基本理念とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定しました。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、児童通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等地域の社会資源との連携を図りつつ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の障がい種別によらない一元的なサービスの実施を進めます。

#### (3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所（福祉施設への入所をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。このために、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を関係機関とともに進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、社会の構造の変化や暮らしの変化等を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制及び

人材の確保、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携、障がい福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等の取組を進めます。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者が文化芸術を鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 4 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ア 地域生活で必要とされる訪問系サービスの確保
- イ 障がい者等が希望する日中活動系サービスの確保
- ウ グループホーム等の充実及び佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- オ 障がい児が地域で安心して暮らし成長できる支援の充実
- カ 強度行動障害者や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援制度の充実
- キ 依存症対策の推進

### (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 相談支援体制の構築
- イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ウ 発達障がい者等に対する支援

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 地域支援体制の構築
- イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ウ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進
- エ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援
  - 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備
  - 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制の充実
  - 虐待を受けた障がい児に対する支援の体制の整備
- オ 障がい児相談支援の提供の確保

## 5 計画の期間

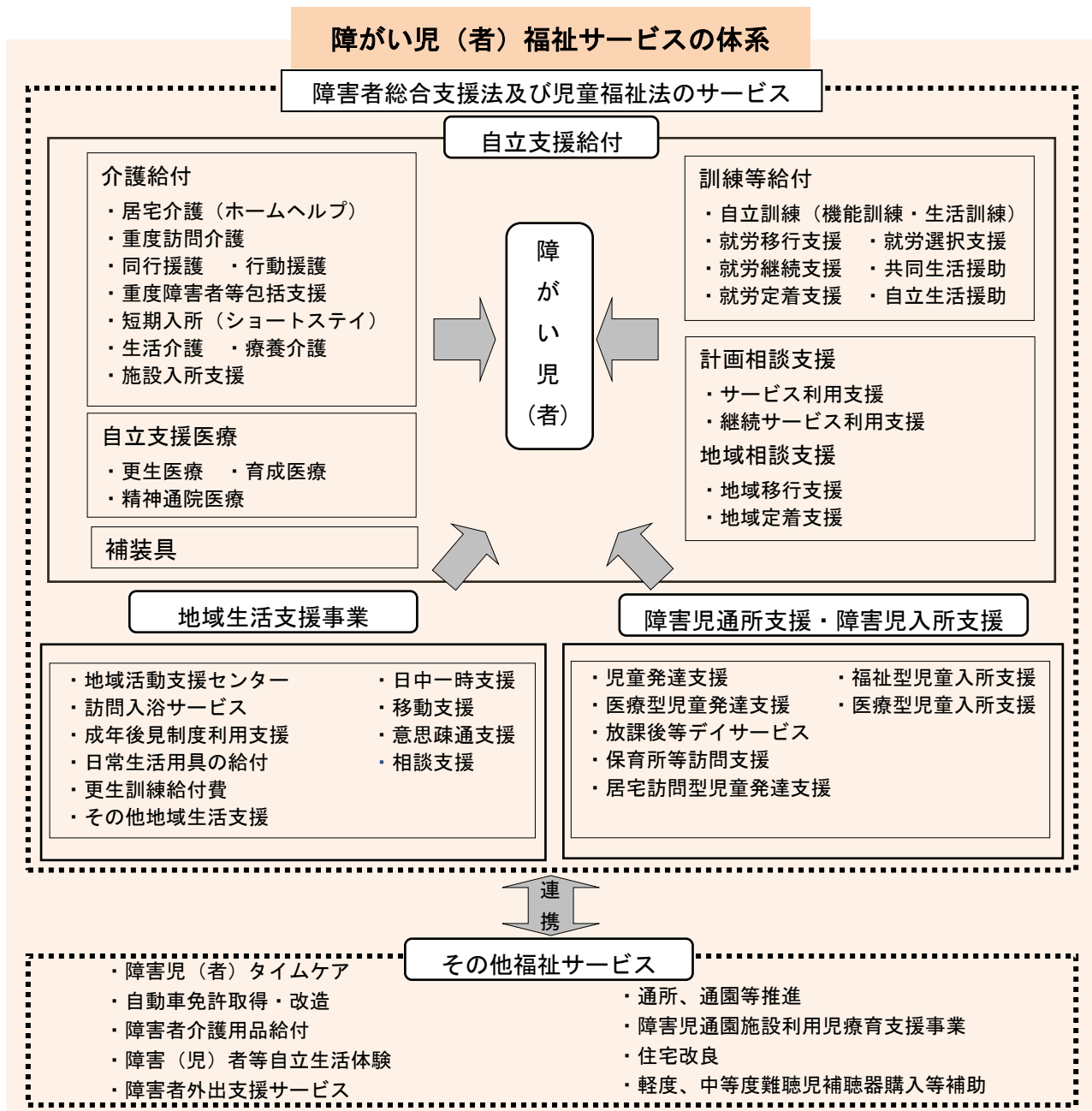
第7期佐久市障害福祉計画及び第3期佐久市障害児福祉計画の期間は、国の基本指針により、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
障害者 計画	第一次佐久市障がい 者プラン後期計画				第二次佐久市 障がい者プラン					第三次佐久市 障がい者プラン			
障害 福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期			
障害児 福祉計画				第1期			第2期			第3期			

## 第2章 障がい者等に係る福祉サービスの体系

### 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、障がいの種別等にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するもので、障害者総合支援法によるサービスの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。また、18歳未満の障がい児については、これに加えて児童福祉法によるサービスの提供を受けることもできます。





## 第3章 障害福祉・障害児福祉計画の成果目標

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行について

#### (1) 目標値について

現在、福祉施設に入所している障がい者の地域移行を進め、自宅やグループホーム等へ移行する人数を見込み、令和8年度末までの地域移行者数の目標を3年間で計12人と設定します。

また、これに併せて令和8年度末までの福祉施設入所者の減少人数の目標を計9人と設定します。

#### (2) 推進に向けた施策

ア 障害福祉サービス事業所と連携し、グループホームの拡充、整備を促進します。

イ 地域生活への移行が円滑に進むよう、地域移行支援や地域定着支援事業利用促進を図るとともに、実施事業所の拡充について働きかけを行います。

ウ グループホーム等の宿泊体験や自立生活体験事業等を活用し、地域移行を段階的に進めます。

#### 【福祉施設入所者の地域生活の移行に関する目標】

目標項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
入所者の地域生活への移行者数	4人	4人	4人
入所者の減少数	3人	3人	3人

〈参考：第6期佐久市障害福祉計画の進捗状況〉

入所者の地域生活への移行者数

基準値	地域生活への移行者数				目標
令和元年度の入所者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	合計(見込み)	令和5年度末
141人	8人	4人	4人	16人	21人

入所者の減少数

基準値	入所者の減少数				目標
令和元年度の入所者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	合計(見込み)	令和5年度末
141人	11人	7人	2人	20人	3人

2

## 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

### (1) 目標値について

精神障がい者が、地域の一員として自分らしく安心して暮らすために、精神病床における長期入院患者の地域移行を進めることは、精神病院による努力だけでは限界があることから、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）・地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、保健・医療・福祉関係者による協議を実施することを目指します。

### (2) 推進に向けた施策

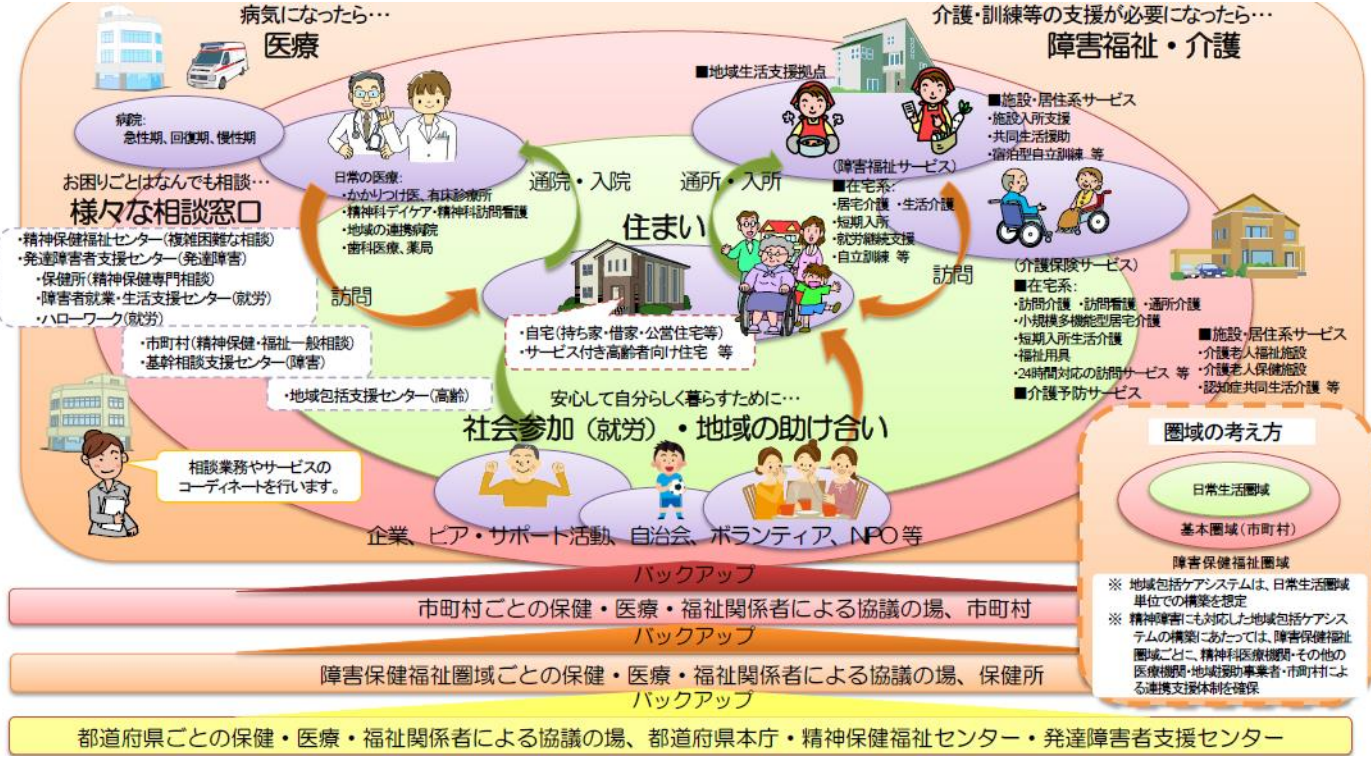
ア 協議の場を設置し、保健・医療・福祉関係者による構築を進めます。

イ 地域の現状と課題の明確化、共有化に努めます。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】

目標項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数		2回	2回	2回
保健・医療・福祉関係者による協議の参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	福祉	6人	6人	6人
	介護	—	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族	—	1人	1人
保健・医療・福祉関係者における目標設定及び評価	目標設定	当事者支援	当事者家族の支援	精神障がい者の退院支援の促進
	評価の実施回数	1回	1回	1回

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について（イメージ）



厚生労働省ホームページより引用

### 3 地域生活支援拠点等の充実

#### (1) 目標値について

佐久圏域に1拠点の地域生活支援拠点等を維持しながら、年2回以上運用状況等の検証及び検討を行い、機能の充実を目指します。

#### (2) 推進に向けた施策

ア 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供体制の構築を図ります。

イ ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保に努めます。

ウ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保に努めます。

エ サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制を整備します。

オ 強度行動障がい有する者への支援について、支援ニーズの把握と支援体制の整備について検討します。

#### 【地域生活支援拠点等の充実に関する目標】

目 標 項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活拠点等の数	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	2回	2回	2回

#### 【強度行動障がい有する者への支援体制整備に関する目標】

項 目	目 標
強度行動障がい有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	佐久圏域で令和8年度末までにニーズの把握及び支援体制の構築を行う

## 4 福祉施設から一般就労への移行等について

### (1) 目標値について

福祉的就労から一般就労への移行を進めるため、令和8年度末における一般就労移行者の目標人数を17人と設定します。

そして、令和8年度末における、一般就労のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の利用者数の目標人数を8人と設定します。

また、令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合の目標を16%と設定します。

### (2) 推進に向けた施策

ア 障害者就業・生活支援センターと連携し、トライアル雇用やジョブコーチ等の事業を活用し、円滑な就労移行と職場定着の支援を推進します。

イ 自立支援協議会において、地域における課題と対策について協議し、関係機関との連携を図り、障がい者雇用の促進を図ります。

ウ 障がい者自身がそれぞれの能力を十分に発揮できるように、職業リハビリテーションに関する情報等の必要な情報を関係機関に周知します。

エ 障がい者一人ひとりにとって、最も適した「働く場」で働けるよう、また、安定して働き続け、働く力を伸ばしていけるよう、就労移行支援事業や就労定着支援事業等の周知に努め、利用の促進を図ります。

オ 令和7年度から新設される就労選択支援事業について、円滑にサービスの利用ができるよう体制整備に努めます。

#### 【福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行に関する目標】

目 標 項 目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への 移行者数	20人	23人	25人
上記のうち就労移行支援事 業利用者数	6人	7人	8人

福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

目標項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
就労移行支援事業所からの 一般就労への移行者	20人	23人	25人
上記のうち就労定着支援の 利用者数	2人	3人	4人
割合	10%	13%	16%

〈参考：第6期までの進捗状況〉

福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数

基準値	福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数		目標
令和元年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和5年度
12人	18人	21人	18人

就労移行支援事業利用者数

基準値	福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数		目標
令和元年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和5年度
3人	5人	6人	5人

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが大切です。

このため、障がい児及びその家族に対し、障がいと認定される以前から、身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進も重要となります。

上記を踏まえて、「障害児福祉計画」の基本指針に即し、次の目標を定めます。

### (1) 児童発達支援センターの設置

佐久市では、親子療育を基本とした児童発達支援事業所「佐久市療育支援センター」を開所しています。

さらなる支援体制強化のため、地域における中核的な支援施設として佐久圏域による児童発達支援センターの設置を促進していきます。

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	佐久圏域で令和8年度末までの整備を促進する

### (2) 保育所等訪問支援体制の構築

保育所等に在園している発達の気になる児童に対して、公認心理師や保健師が保育所等に訪問し、成長に応じた発達の状況や子育てに対する不安等の相談に応じる「はぐくみ相談」事業に取り組んでいます。

相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため保育所等訪問支援体制の拡充を図っていきます。

項 目	目 標
保育所等訪問支援体制の構築	既存事業所の利用促進及び事業所の拡充

### (3) 重症心身障がい児を支援するサービス事業所の確保

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児は、一般の障害児通所支援や放課後等デイサービスでは支援を受けることが難しい状況にあります。このため、重症心身障がい児を主に支援する事業所が必要となります。本市では、児童発達支援事業所が2箇所、放課後等デイサービス事業所が3箇所あり、支援を受けられる状況です。

項 目	目 標
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化

### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の、関係者が連携を図るための協議の場を、佐久圏域自立支援協議会内に設置しています。

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	佐久圏域で設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	佐久圏域で1人



## 6 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 目標値について

市内の特定相談支援事業者17箇所に対して、指導・助言の実施の目標回数を年間15回と設定します。

そして、市内相談支援専門員に対して研修等の参加率増による人材育成の目標支援回数を年間6回と設定します。

また、相談支援事業所連絡会開催の目標回数を年間3回と設定します。

### (2) 推進に向けた施策

ア 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターと連携し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

イ 指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の設置促進に努めます。

ウ 事業所連絡会の開催により、地域の相談支援事業所との連携を強化し、相談支援専門員の人材確保と資質向上を図ります。

エ 主任相談支援専門員の配置により、更なる相談支援体制の充実を図ります。

#### 【相談支援体制の充実・強化等に関する目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等の専門的な指導・助言の回数	15回	15回	15回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
地域相談機関との連携強化の取組の実施回数	24回	24回	24回
個別事例の支援内容の検証実施回数	4回	4回	4回
主任相談支援専門員の配置人数	2人	2人	2人

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### (1) 目標値について

障害福祉サービス等に係る職員が研修に参加する目標人数を2人に設定します。  
また、審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する目標回数を、  
年12回と設定します。

### (2) 推進に向けた施策

- ア 障害福祉サービス等に係る研修等に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。
- イ 障害者自立支援審査システムの請求における警告やエラーの傾向を知り、同じエラーが再発しないよう事業所等との情報共有を図ります。

#### 【障害福祉サービス等に係る各種研修の活用に関する目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	2人	2人	2人

#### 【障害者自立支援システムによる審査結果の共有に関する目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する回数	12回	12回	12回

## 第4章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

### 1 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み及び見込み量確保のための方策

障害福祉サービス等の必要な見込み量については、第6期計画の進捗状況を踏まえ、障害福祉サービス等に関するニーズ及び特別支援学校卒業生等の状況を勘案し、令和8年度末までに必要とされる障害福祉サービス等の必要量を推計しました。

なお、障害者総合支援法のサービスは利用形態により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに区分されます。また、児童福祉法に基づくサービスとして、障がい児支援があります。

#### (1) 訪問系サービス

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、障がい者等の在宅支援を図るサービスの必要な量を見込みます。

#### ア 訪問系サービス内容一覧

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のほか、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。また、通院等の介助も行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危機を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### イ 訪問系サービスの必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
居宅介護	利用時間 (時間)	2,871	2,987	3,045	3,103
	利用者数 (人)	198	202	204	206
重度訪問介護	利用時間 (時間)	1,750	2,350	2,650	2,950
	利用者数 (人)	7	9	10	11
同行援護	利用時間 (時間)	120	134	141	148
	利用者数 (人)	13	15	16	17
行動援護	利用時間 (時間)	1,983	2,013	2,028	2,043
	利用者数 (人)	64	66	67	68
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間)	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0

### ウ 必要見込み量確保のための施策

- サービスを安定的に提供できるよう、障害福祉サービス事業所の拡充について働きかけを行い、利用者の特性に応じたサービス提供体制の整備を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 計画相談支援事業所との連携を強化し、障がい者の自立に向けた適正なサービス支給量について検証します。

## (2) 日中活動系サービス

障がい者の日中活動の場を確保するため、就労、生産活動の機会の提供、必要な訓練等を行う日中活動系サービスの必要な量を見込みます。

### ア 日中活動系サービス内容一覧

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和7年10月施行予定）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労することが可能な方に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	雇用契約に基づく就労が困難である方に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、企業や関係機関との連絡調整等を行うとともに、就労に伴い生じる生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
生活介護	利用日数 (人日)	5,780	6,110	6,230	6,350
	利用者数 (人)	361	375	382	389
	うち重度障がい 者の利用(人)	68	72	74	76
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	20	28	30	32
	利用者数 (人)	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	65	67	68	69
	利用者数 (人)	5	6	7	8
	うち精神障がい 者の利用(人)	4	5	6	7
就労選択支援	利用者数 (人)	—	—	0	3
就労移行 支援	利用日数 (人日)	217	238	248	258
	利用者数 (人)	13	15	16	17
就労継続 支援 A 型	利用日数 (人日)	299	339	359	379
	利用者数 (人)	16	22	25	28
就労継続 支援 B 型	利用日数 (人日)	4,103	4,183	4,223	4,263
	利用者数 (人)	257	267	272	277
就労定着支援	利用者数 (人)	0	3	4	5
療養介護	利用者数 (人)	13	15	16	17
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	154	160	163	166
	利用者数 (人)	31	33	34	35
	うち重度障がい 者の利用(人)	14	14	14	15
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	32	34	35	36
	利用者数 (人)	4	6	7	8
	うち重度障がい 者の利用(人)	3	5	6	7
	(内訳) 医療的 ケアを必要とす る者	3	5	6	7

### ウ 必要見込み量確保のための施策

- 就労移行支援などのサービスにより一般就労を支援するとともに、就職後の様々な課題に対応できるよう関係機関と連携して支援します。
- 働く意欲のある障がい者に対して、個人の適性や能力に応じた支援を行うとともに、福祉的就労の場の確保を促進します。
- 特別支援学校卒業生等の就労先や日中活動の場を確保するため、学校・ハローワーク・障害福祉サービス事業所等との連携を図り、早期からの対応を進めます。

## (3) 居住系サービス

障がい者の生活基盤である居住の場を確保するため、居住の場を提供し、日常生活上の援助、介護等を行う居住系サービスの必要な量を見込みます。

### ア 居住系サービス内容一覧

サービス名	サービス内容
自立生活援助	ひとり暮らしをしている方に、定期的な居宅訪問や随時の相談対応により、地域生活に必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	令和4年度 （実績）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
自立生活援助	利用者数 （人）	0	1	2	3
	うち精神障がい 者の利用（人）	0	1	2	3
共同生活援助	利用者数 （人）	127	139	145	151
	うち日中支援型 共同生活援助 （人）	3	5	8	11
	うち精神障がい 者の利用（人）	40	44	46	48
	うち重度障がい 者の利用（人）	5	7	8	9
施設入所支援	利用者数 （人）	122	118	115	112

ウ 必要見込み量確保のための施策

- 計画的なグループホーム等の施設整備を事業所等に働きかけるとともに、グループホーム等の体験利用を促進し、地域移行の推進を図ります。
- 居住系サービスの入所者が安心して暮らせるよう、合理的配慮の提供や虐待の防止等を徹底し、人権尊重を基本とした利用者の生活の質の向上に努めます。



#### (4) 相談支援

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らすため、障害福祉サービスの利用支援、地域移行に関する相談等の必要な相談支援を行う相談支援事業の必要な量を見込みます。

##### ア 相談支援内容一覧

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

##### イ 必要な量の見込み（各年度1か月当たりの平均）

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数 (人)	274	289	298	308
地域移行支援	利用者数 (人)	0	3	4	5
	うち精神障 がい者の利 用(人)	0	3	4	5
地域定着支援	利用者数 (人)	0	2	3	4
	うち精神障 がい者の利 用(人)	0	2	3	4

## ウ 必要見込み量確保のための施策

- 相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の増員を推進し、特定・一般相談支援の提供体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所を対象とした連絡会を開催し、相談支援に関する課題を共有、協議し、地域における相談支援体制を強化します。
- 基幹相談支援センターや主任相談支援専門員と連携し、相談支援専門員の研修の機会を確保するとともに、サービス等利用計画の検証等を行い、相談支援専門員の資質の向上を図ります。

## (5) 障がい児支援

障がいのある子どもが可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、必要な障がい児支援の量を見込みます。

## ア 障がい児支援内容一覧

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童に対して、児童発達支援等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行います。
福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。
医療型障害児入所支援	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者との連絡調整等を行います。

## イ 必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数 (人日)	287	294	297	300
	利用児童数 (人)	62	66	68	70
放課後等デイ サービス	利用日数 (人日)	1,783	1,978	2,074	2,170
	利用児童数 (人)	186	206	216	226
保育所等 訪問支援	利用日数 (人日)	0	2	3	4
	利用児童数 (人)	0	2	3	4
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)	0	0	0	0
	利用児童数 (人)	0	0	0	0
福祉型障害児 入所支援	利用児童数 (人)	0	0	0	0
医療型障害児 入所支援	利用児童数 (人)	5	5	5	5
障害児相談支援	利用児童数 (人)	88	100	106	112
医療的ケア児に対 する関連分野の支 援を調整するコー ディネーター	配置人数 (人)	1	1	1	1

## ウ 必要見込み量確保のための施策

- 身近な地域において必要な支援が受けられるよう、事業所に児童発達支援や放課後等デイサービスの拡充を働きかけます。
- 母子保健事業との連携や専門職による相談支援により、疾病や障がい等の早期発見を図り、障がいの種別や程度に応じた適切な療育の実施に努めます。
- 障がい児とその保護者を支援するため、医療機関、保育所、学校等の関係機関と連携を強化し、一貫した支援を行います。
- 障害児相談支援事業所の拡充を図り、障害児相談支援の体制を強化します。

(6) 発達障がい児・者に対する支援

項 目	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10	12	13	14
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	2	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0	0

## 第5章 地域生活支援事業の見込み量

### 1 地域生活支援事業の見込み量

障がい者の地域生活を支援するため、障がい者のニーズを踏まえ、自立支援給付サービスを補完し、効率的・効果的なサービスの提供を行う地域生活支援事業（P5参照）の必要な量を見込みます。

#### （1）理解促進研修・啓発事業

##### ア 事業の概要

障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を推進します。

##### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無 有:1 無:0	1	1	1	1

##### ウ 見込み量確保のための施策

- 障がいへの理解を深め、共生社会を実現していくため、市広報紙等を活用し市民への啓発を図ります。
- 市職員に対する障がいを理解するための職員研修会への参加を促進します。

#### （2）自発的活動支援事業

##### ア 事業の概要

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対して支援し、共生社会の実現を図ります。

##### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
自発的活動 支援事業	実施の有無 有:1 無:0	0	0	0	0

##### ウ 見込み量確保のための施策

- 地域住民等による自発的な活動を支援する体制整備に努め、障がい者等の自立

と社会生活への参加促進を図ります。

### (3) 相談支援事業

#### ア 事業の概要

事業名	事業概要
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を実施します。
相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、障がい者等の地域生活を支援します。

#### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
障害者相談 支援事業	実施箇所数	1	1	1	1
	基幹相談支援 センター	1	1	1	1
相談支援機能 強化事業	実施の有無 有:1 無:0	1	1	1	1
住宅入居等 支援事業	実施の有無 有:1 無:0	0	0	0	0

#### ウ 見込み量確保のための施策

- 基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を図り、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 住宅入居等支援事業の実施に向けて、体制整備に努めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ア 事業の概要

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続する一つの方法として、成年後見制度の利用を促進し、知的障害や精神障害、認知症や高齢などの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援します。

また、審判の申立てにかかる費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方について、成年後見制度利用支援事業により、その費用及び後見人等に対する報酬の全部又は一部を市が助成します。

##### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	1	2	2	2

##### ウ 見込み量確保のための施策

- 本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の利用を促進するとともに、制度の適正な運用に向けた周知を図ります。
- 地域連携ネットワークの中核機関の業務や役割分担は、佐久圏域の11市町村・さく成年後見支援センター・佐久広域連合の3機関において、既存の役割や仕組みを活用し、整備を進めていきます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### ア 事業の概要

成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無 有:1 無:0	0	0	0	0

### ウ 見込み量確保のための施策

- さく成年後見支援センターと連携し、法人後見の体制整備を行うとともに、市民後見人の養成ができる体制を整備していきます。

## (6) 意思疎通支援事業

### ア 事業の概要

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	延べ派遣人数	125	145	165	185
手話通訳者 設置事業	実設置者数	1	1	1	1

### ウ 見込み量確保のための施策

- 必要とする人が利用できるよう周知を図ります。
- 手話通訳者や要約筆記者等の支援者確保を進め、派遣を促進します。



## (7) 日常生活用具給付事業

### ア 事業の概要

重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付と住宅改修費の助成を行い、日常生活の支援を推進します。

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど身体介護、訓練を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、ネブライザーなど、在宅療養などを支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計、点字器、情報・通信支援用具など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつなど、排せつ管理を支援する用具を給付します。
住宅改修費	障がい者の居宅における円滑な生活動作などを図るための小規模な住宅の改修費を給付します。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付等件数	11	13	13	14
自立生活支援用具	給付等件数	14	15	15	16
在宅療養等支援用具	給付等件数	22	23	23	23
情報・意思疎通 支援用具	給付等件数	38	38	38	38
排泄管理支援用具	給付等件数	2331	2350	2350	2400
住宅改修費	給付等件数	0	1	1	1

### ウ 見込み量確保のための施策

- 必要とする人が適切に利用できるよう周知を図ります。
- 利用者のニーズ調査や新たな用具の追加、開発などの情報を集約し、給付内容について適宜見直しを行うなど、必要性等に応じた適切な給付を行います。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ア 事業の概要

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講座 修了者数	3	—	15	—

(注) 2年間(基礎・応用)の養成講座の受講を経て、修了者と認定される。

### ウ 見込み量確保のための施策

- 手話奉仕員養成研修を実施し、人材育成に努めます。

## (9) 移動支援事業

### ア 事業の概要

屋外での移動に困難がある障がい者等について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
移動支援事業	実利用者数	125	126	128	130
	延べ利用時間数	6262.5	6575.5	6903.5	7248.5

### ウ 見込み量確保のための施策

- 安心して外出ができるよう、サービス提供事業者の情報や制度の内容の周知を図ります。
- 利用ニーズを把握し、利用促進が図られるようサービス提供体制の充実に努めます。

## (10) 地域活動支援センター事業

### ア 事業の概要

障がい者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動へ参加する機会、社会との交流等の機会の提供を行い、地域生活支援の推進を図ります。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
地域活動支援 センター事業	実施箇所数	2	2	2	2
	実利用者数	44	44	45	46

### ウ 見込み量確保のための施策

- 必要とする人が適切に利用できるよう周知を図ります。
- 支援体制を確保・強化し、利用者のニーズ等を踏まえ、サービスの充実に努めます。

## (11) 訪問入浴サービス事業

### ア 事業の概要

重度身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスを行い、重度身体障がい者の心身の健康を増進するとともに、家庭介護の負担の軽減を図ります。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
訪問入浴 サービス事業	実施事業所数	2	2	2	2
	実利用者数	15	17	17	18

### ウ 見込み量確保のための施策

- 必要とする人が適切に利用できるよう周知を図ります。
- 事業者との連携を図りながら、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

## (12) 日中一時支援事業

### ア 事業の概要

障がい者等の日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

### イ 事業の必要な量の見込み

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
日中一時 支援事業	実利用者数	115	120	125	130
	延べ利用時間数	10,381	11,427	12,570	13,827

### ウ 見込み量確保のための施策

- 必要とする人が適切に利用できるよう周知を図ります。
- 事業者との連携を図りながら、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

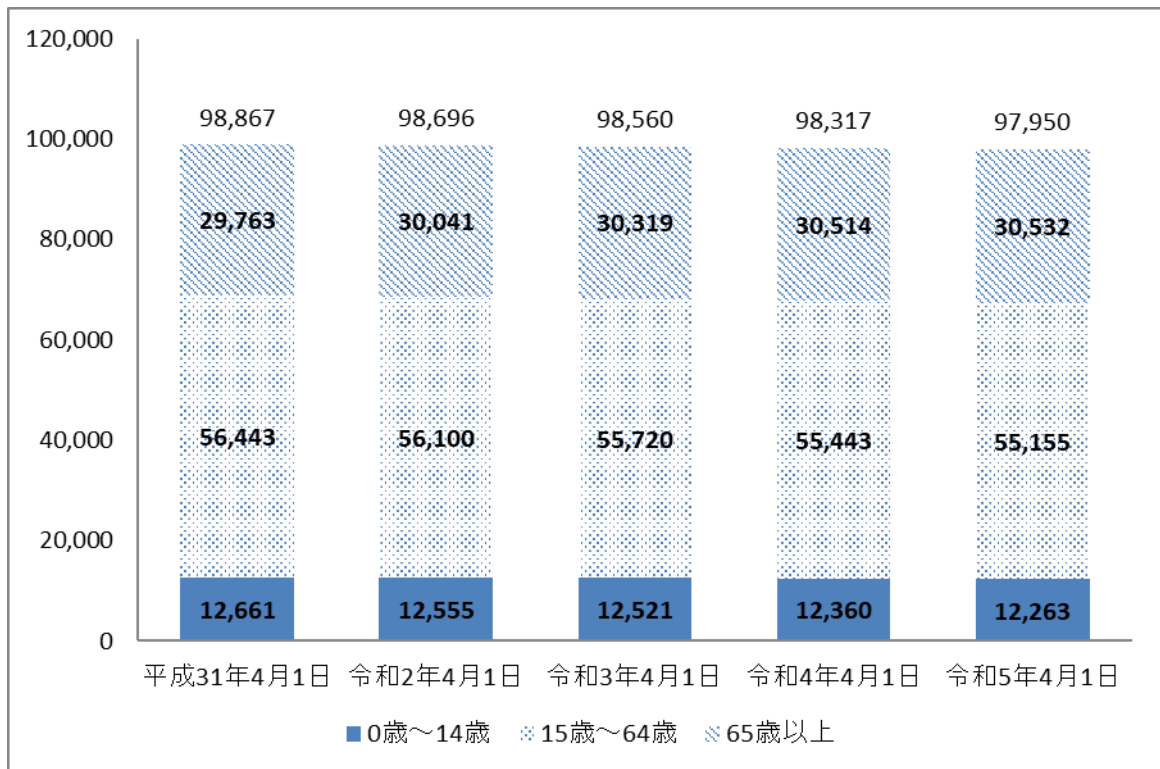
## 第6章 障がい者の状況

### 1 人口の推移

住民基本台帳によると、本市の人口は平成31年が98,867人、令和3年が98,560人、令和5年が97,950人になっており、減少傾向にあります。

また、令和5年の総人口に占める年齢3区分別人口は、14歳以下の年少人口が12.5%、65歳以上の老年人口は31.2%となっています。平成31年からの4年間の推移では、年少人口が減少する一方で、老年人口は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移（人）



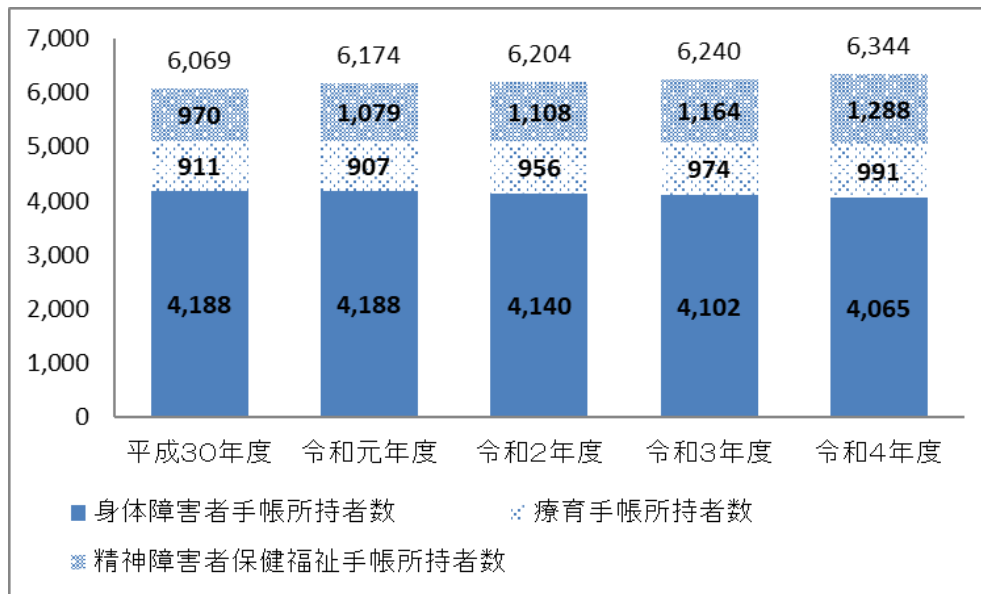
各年度4月1日現在〔資料：住民基本台帳〕

## 2 障がい者の状況

障がい者手帳の所持者数は平成30年度の6,069人から令和4年度は6,334人で平成30年度に比べると275人(4.5%)増加しています。

総人口に占める手帳所持者の割合(総人口比)も年々上昇し、令和4年度は6.4%となっています。

障がい者手帳所持者数の推移(人)



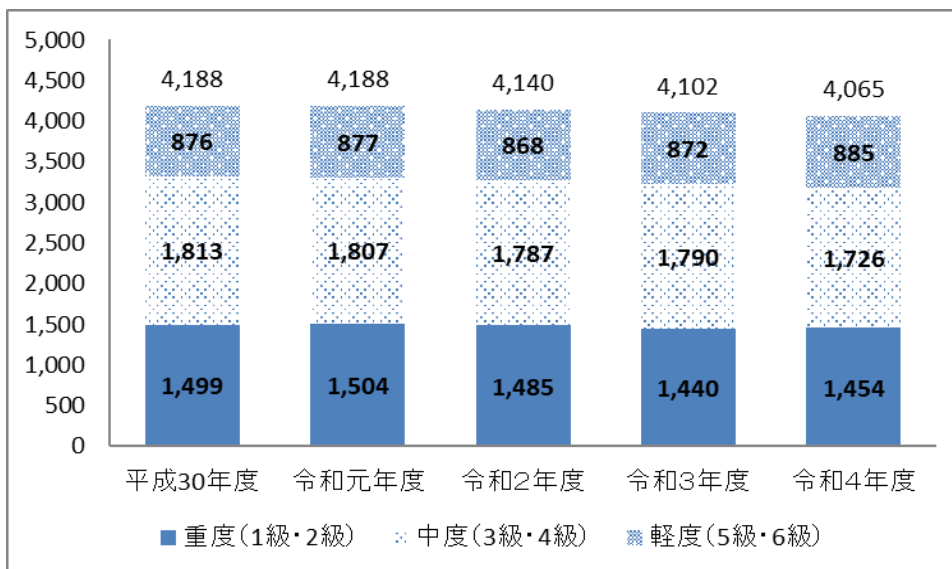
各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

## (1) 身体障がい者の状況

### ア 身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）

令和4年度の身体障害者手帳所持者数は4,065人で、平成30年度の4,188人に比べ、年々減少しています。また、令和4年度の等級別の状況では、中度（3級・4級）の所持者が全体の42.5%で最も多くなっています。

障がい等級別手帳所持者の状況（人）

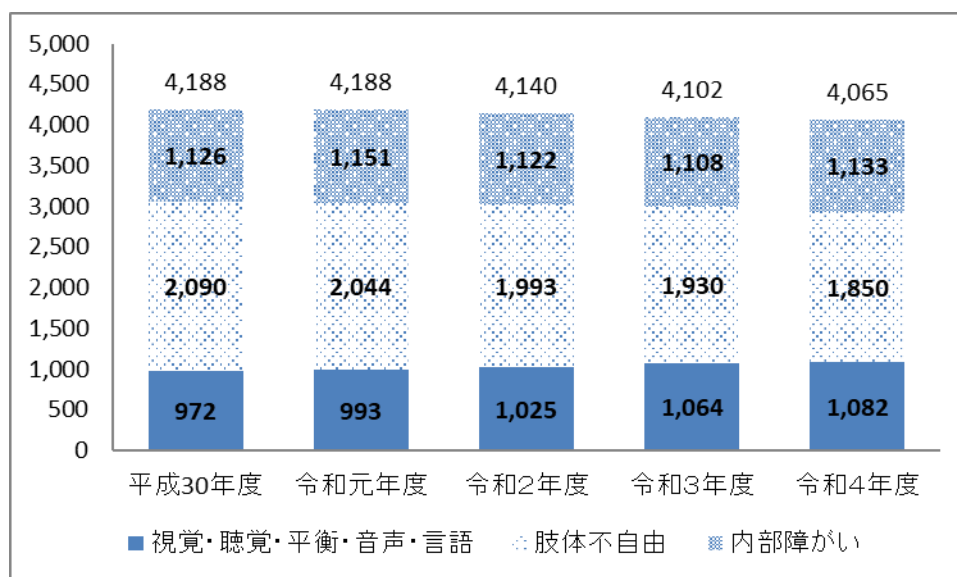


各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

### イ 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

障がい部位別の状況は、令和4年度では肢体不自由障がい者が45.4%と半数程度で、次に内部障がい者が27.9%となっており、2つ障がい者で全体の73.3%を占めています。

障がい部位別手帳所持者の状況（人）

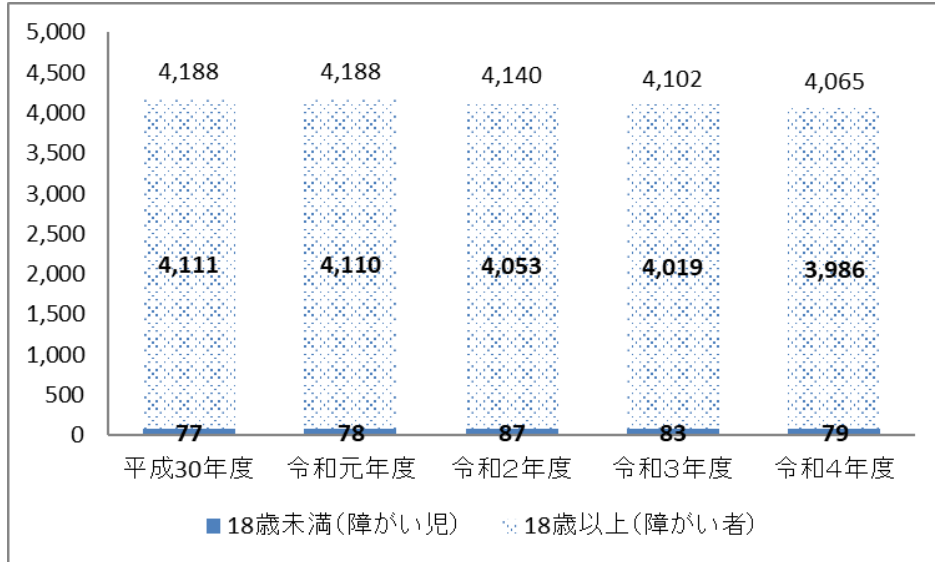


各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

## ウ 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）

年齢区分では、令和4年度の18歳未満の身体障がい児は全体の1.9%、18歳以上の身体障がい者が98.1%となっています。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



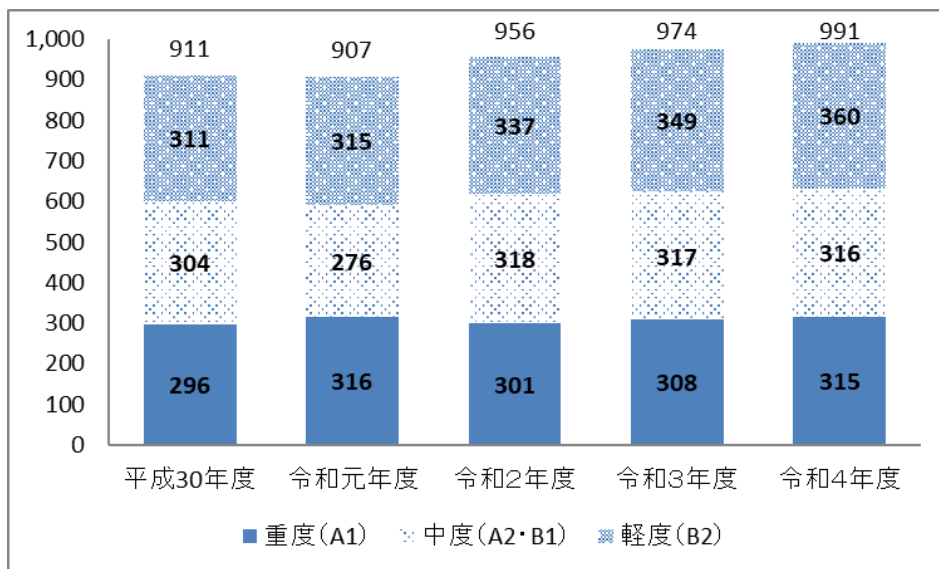
各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

## (2) 知的障がい者の状況

### ア 療育手帳所持者数（障がい程度別）

令和4年度の療育手帳所持者数は991人で、平成30年度の911人に比べると、80人（8.7%）の増加となっています。程度別では、重度（A1）の所持者が19人（6.4%）の増加、中度（A2・B1）の所持者が12人（3.9%）の減少、軽度（B2）の所持者が49人（15.8%）増加しています。

障がい程度別手帳所持者の状況（人）



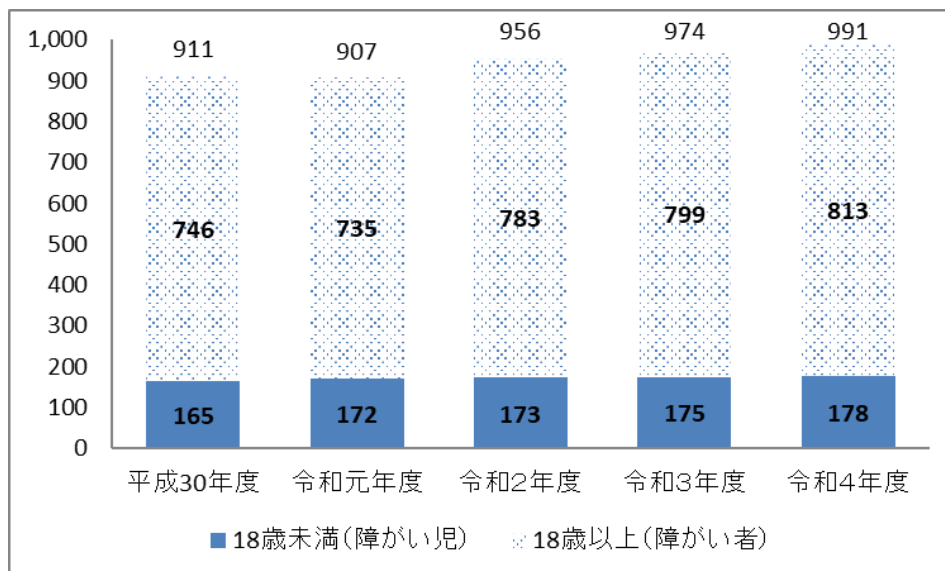
各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕



## イ 療育手帳所持者数（年齢区分別）

年齢区分では、令和4年度の18歳未満の障がい児は18.0%と、全体の約5分の1を占めており、18歳未満の身体障がい児の1.9%と比較すると、療育手帳所持者のほうが、障がい児の占める割合が高いことが伺えます。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



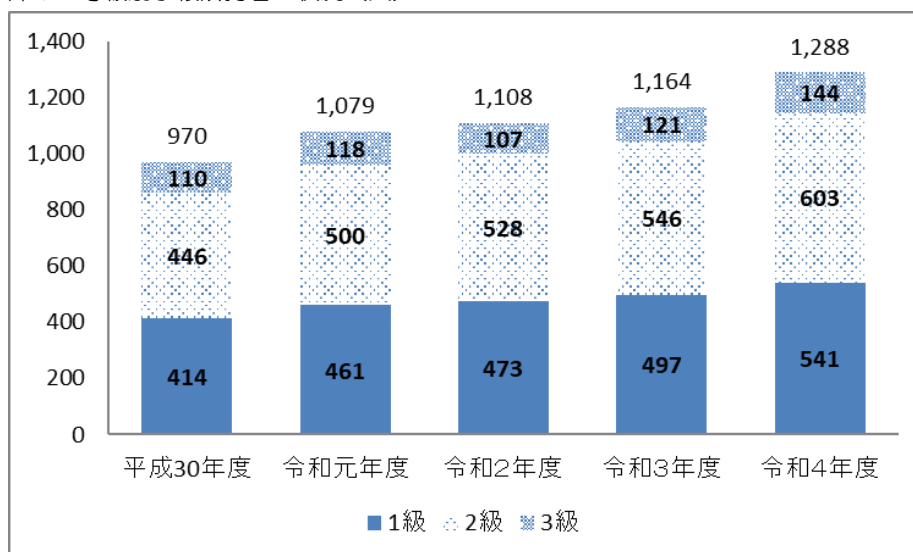
各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

## (3) 精神障がい者の状況

### 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別）

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,288人となっており、平成30年度の970人に比べ、318人（32.7%）増加しています。等級別では、1級所持者が127人（30.7%）、2級所持者が157人（35.2%）、3級所持者が34人（30.9%）増加しています。

障がい等級別手帳所持者の状況（人）



各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

第7期佐久市障害福祉計画及び  
第3期佐久市障害児福祉計画  
令和6年3月  
発行／佐久市福祉部福祉課  
〒385-8501  
長野県佐久市中込 3056 番地